

デジタル人材育成アドバイザー
派遣のご案内

問 愛知県デジタル人材育成支援事務局
052(990)38001
https://aichi-djinzai.com/

愛知県は、中小企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するため、中小企業へアドバイザーを派遣し、デジタル人材育成の具体的な方策について支援を行います。

さらに希望する企業には、社内研修サポートとして自社の目的・ニーズに応じた研修カリキュラムの作成から、研修の実施、研修後のフォローアップまでの伴走支援を実施し、デジタル人材の育成をサポートします。

※相談や育成費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

検察審査員に選ばれたらご協力を

問 名古屋第一・第二検察審査会事務局
052(203)2423・2425

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員によって構成され、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の可否について審査します。

18歳以上の方は検察審査員に選ばれることがあります。検察審査員に選ばれた際には、ご協力をお願いします。

令和6年10月分から
児童手当の制度改正が行われます

制度改正により申請が必要な方に対し、9月に申請案内を送付しました。

- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している方
 - ・所得制限限度額および所得上限限度額を超過し、児童手当を受給していない方
- ※詳細は市ホームページでご確認ください。

改正内容		
	制度改正前(令和6年9月分まで)	制度改正後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得限度あり (所得制限限度額、所得上限限度額)	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 一律:15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1・2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生 一律:10,000円 ・所得制限 一律:5,000円(当分の間の特例給付) ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月5,000円を支給 ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合 は手当が支給されない	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円 ※所得制限の撤廃に伴い、特例給付も無くなる
第3子加算の 算定対象	高校生年代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	大学生年代まで (22歳に達する日以後の3月31日まで)
支払回数	年3回(2月・6月・10月) ※各支給月の前月までの4か月分を支給	年6回(偶数月) ※各支給月の前月までの2か月分を支給

問 子育て支援課 ☎(55)7118

児童手当
制度改正HP

